

宮古広域公園整備事業に係る計画段階環境配慮書
知事意見及び意見についての都市計画決定権者の見解

知事意見	都市計画決定権者
<p>■総論－総括的事項 【配置案の選定に当たって講ずべき事項】</p> <p>(1) 配置案の選定に当たって、環境配慮の方向性を具体化する場合は、重大な環境影響を回避又は低減することを優先的に検討し、代償措置が優先的に検討されないようにすること。</p>	<p>今後の施設・配置計画において、環境配慮の方向性が具体化できる範囲で、重大な環境影響を回避又は低減することを優先的に検討し、代償措置が優先的に検討されないよう考慮します。</p>
<p>(2) 供用後に事業実施想定区域の東側においてイベント等が開催された場合、隣接する集落への騒音や交通渋滞、集落への公園利用者の立入りなどの影響が考えられる。そのため、配置案の選定に当たっては、近隣集落への影響を考慮して決定すること。</p>	<p>供用後におけるイベント等の開催場所は、「観光レクリエーションゾーン」の中を想定しています。</p> <p>配置案の選定にあたっては、イベント等の開催場所に伴って、隣接する集落への騒音や交通渋滞、集落への公園利用者の立入りなどの影響を低減するため、「観光レクリエーションゾーン」を皆愛集落から遠ざけたA案を選定しました。</p>
<p>(3) 健康・スポーツゾーンで計画されているサッカーコートが屋外の場合、照明が整備されることが考えられる。そのため、近隣集落の人々の生活、ウミガメ類やミヤコマドボタルなど動物への影響を予測及び評価し、配置案を選定すること。</p>	<p>健康・スポーツゾーンで屋外にサッカーコートを計画していますが、夜間利用は行わないため大規模な照明施設の整備は計画しておりません。よって、近隣集落の人々の生活、ウミガメ類やミヤコマドボタルなど動物への影響を回避または低減できると考えています。</p> <p>また、駐車場、遊歩道等の屋外照明については、限定的な照明を想定していますが、今後の施設・配置計画において、近隣集落の人々の生活、ウミガメ類やミヤコマドボタルなど動物への影響を考慮します。</p>
<p>(4) 配置案の選定の基礎データとなる文献調査については、最新の文献を活用すること。</p>	<p>配置案の選定の基礎データとなる文献調査について、可能な限り最新の文献を活用します。</p>
<p>【方法書以降において講ずべき事項】</p> <p>(1) 各計画ゾーンの地表面被覆の状況によって、赤土等や排水などによる影響が異なってくるため、各計画ゾーンの地表面被覆の計画を示すこと。</p>	<p>各計画ゾーンの地表面被覆の状況によって、赤土等や排水などによる影響が異なることが考えられるため、方法書以降において、各計画ゾーンの地表面被覆の計画を示します。</p>
<p>(2) 事業実施想定地域は、海岸へ向かって緩やかに傾斜が下がる地形となっており、施工計画次第では、土地の造成等によって、海岸へ赤土等が流出する可能性があるため、赤土等による水の濁りを環境影響評価の項目として選定すること。</p>	<p>事業実施想定地域の大半は、内陸から保安林に向かって緩やかに傾斜が上がる地形となっていますが、東側の部分では海岸に向かって緩やかに傾斜が下がる地形もみられます。また、施工計画次第では、土地の造成等によって、海岸へ赤土等が流出する可能性があるため、方法書以降で「赤土等による水の濁り」を環境影響評価の項目として選定します。</p>
<p>(3) 図書の作成に当たっては、文献の出典、調査時期や発行年度を記載するとともに、図等については縮尺を示すこと。</p>	<p>方法書以降における図書の作成にあたっては、文献の出典、調査時期や発行年度を記載するとともに、図等については縮尺を示します。</p>
<p>■各論-1 陸域植物 【配置案の選定に当たって講ずべき事項】</p> <p>(1) 宮古島は開発された土地が多く、特に自然植生が少ない島であり、わずかに残された植生は貴重であるが、</p>	<p>配置案の選定にあたっては、内陸部に残るガジュマル・ハマユビワ群落の改変を回避で</p>

知事意見	都市計画決定権者
<p>設定された各配置案は、内陸部に残るガジュマルーハマイヌビワ群落や先駆性陽樹群落群の改変が予測及び評価されている。ついては、配置案の選定は可能な限り植生の改変を回避又は低減すること。</p>	<p>きる可能性の高いA案を選定しました。また、先駆性陽樹群落群については、B案よりも改変を低減できる可能性の高いA案を選定しました。</p>
<p>(2) 特定植物群落に指定されている前浜のハテルマカズラ群落は群落を形成している点においても非常に特異的で貴重な群落である。公園整備によって海浜の利用が増加し、海浜利用による踏圧等でハテルマカズラの生育環境への影響が懸念されるため、ハテルマカズラ群落の保全に関する計画を検討すること。</p>	<p>ハテルマカズラ群落の保全については、海浜利用に伴う人為的な踏圧等の生育地攪乱の可能性を踏まえた、保全計画を検討します。</p>
<p>(3) 重要な植物種の分布状況及び植生の分布状況の調査において、聞き取り調査で確認されているコウシュンウマノズクサやトサカメオトランが現地調査で確認されていないなど、文献調査、聞き取り調査、現地調査の結果の整合が図られていない。</p> <p>予測及び評価については、現地調査の結果をもって行っているが、聞き取り調査で確認した重要な植物種の位置関係を把握するとともに、宮古島全体を対象とした文献調査についても可能な限り事業実施想定区域に生育する重要な植物種を明らかにし、配置案の選定に当たっては、これら重要な植物種の消失を回避又は低減を検討すること。</p>	<p>今後の施設・配置計画において、聞き取り調査で確認した重要な植物種について、可能な限り位置関係を把握に努めます。また、宮古島全体を対象とした文献調査についても、可能な限り事業実施想定区域に生育する重要な植物種の確認に努め、重要な植物種の消失について回避又は低減を検討します。</p>
<p>【方法書以降において講ずべき事項】</p> <p>(1) 環境配慮の方向性として、保全系エリアに既に植林されているモクマオウを在来種へ樹種転換を行うこととしているが、実施に当たっては「沖縄県自然再生指針」を参考に行うこと。</p> <p>また、本取り組みは、先進的な取り組みのモデルになるよう、積極的な取り組みが望ましいが、在来種-転換する試みには不確実性があることから、段階的に樹種転換を行うなど、既存植林地に既に形成された生態系に配慮した植林計画とすること。</p> <p>また、今後、植林地への外来種の侵入があった場合に備え、外来種対策についても検討すること。</p>	<p>保全系エリアで、既に植林されているモクマオウを在来種へ樹種転換を実施する際には「沖縄県自然再生指針、平成27年3月（沖縄県）」を参考に行います。</p> <p>本取り組みにあたり、試験移植の結果を踏まえ、段階的に樹種転換を行うものとし、既存植林地に既に形成された生態系に配慮した植林計画を検討します。</p> <p>また、「沖縄県自然再生指針、平成27年3月（沖縄県）」において、地域協働に関する取り組みや環境経済評価などのソフト面の両面において方針が示されていることから、取り組み方を参考にします。</p> <p>方法書以降において、植林地への外来種の侵入があった場合に備え、外来種対策について、「沖縄県自然再生指針、平成27年3月（沖縄県）」を参考に検討します。</p>
<p>(2) 事業実施想定区域の南東側の樹林帯の幅が狭い保安林エリアについて、防風機能及び環境保全機能の強化のため、「海辺の森強化ゾーン」を設けて植林を行うことは、新たな動植物の生育・生息環境の創出に寄与すると考えられるため、積極的に取り組んでいただきたい。</p> <p>なお、植林や林地内の利用については、保全を基調とした計画が望ましいことから、専門家等の意見を踏まえ計画を検討すること。</p>	<p>「海辺の森強化ゾーン」の植林については、新たな動植物の生育・生息環境の創出を念頭に積極的に取り組んでいきます。</p> <p>植林や林地内の利用については、専門家等の意見を踏まえつつ、保全計画を検討します。</p>
<p>■各論-2 陸域動物</p> <p>【配置案の選定に当たって講ずべき事項】</p> <p>(1) 耕作地の改変により草地在り減少する計画となっており、草地在りとする動物種への影響が予測されることから、生物の移動を考慮した生息環境の連続性を確保</p>	<p>今後の施設・配置計画において、草地在りとする動物種への影響を考慮し、既存の耕作地を公園での体験活動の場として残したり、自</p>

知事意見	都市計画決定権者
<p>する配置計画を検討すること。</p>	<p>然遊びの場として原っぱを保全・整備したりしながら、生物の移動を考慮しつつ生息環境の連続性を確保する配置計画を検討します。</p>
<p>(2) 事業実施想定区域の一部が鳥獣保護区に指定されており、多様な鳥類の採餌の場、休息地や繁殖地として利用されている重要な地域である。公園整備に伴い建設される構造物の設置によってバードストライクが生じる可能性があるため、鳥類の生息環境へ配慮した施設整備計画を行うこと。</p>	<p>多様な鳥類の採餌の場、休息地や繁殖地として利用されている重要な地域と考えられることから、今後、鳥類の生息環境に配慮した施設・配置計画を検討します。</p>
<p>(3) 聞き取り調査で確認されたミヤコカナヘビは、国内希少野生動物種に指定されており貴重な動物種であることから、可能な限りミヤコカナヘビの生息環境の改変を回避又は低減すること</p>	<p>本種の生息環境は主に草地や耕作地と考えられることから、今後の施設・配置計画において、既存の耕作地や草地を可能な限り残し、本種の生息環境の改変について回避または低減に努めます。</p> <p>また、公園の管理運営計画で、自然観察会などの開催を通じた貴重種などの保全の重要性を啓発していく取り組みを検討していきます。</p>
<p>■各論-3 生態系 【配置案の選定に当たって講ずべき事項】 自然環境保全基礎調査植生調査における現存植生図と、本配慮書で作成した現存植生図を比較すると、植林や二次林の分布が異なっている。ついては、既存文献調査の結果と、現地調査の結果を比較できるよう整理し、整合性が確認できるようにすること。 加えて、土地利用の変遷を調査し、潜在植生の改変を回避又は低減すること。</p>	<p>今後の施設・配置計画において、過去の航空写真の判読などから土地利用の変遷について調査し、精度の確保に努めます。</p> <p>また、元来あった植生を、保全上重要な自然環境と位置付け、土地の改変については可能な限り回避又は低減するよう検討します。</p>
<p>■各論-4 人と自然との触れ合い活動の場 【方法書以降において講ずべき事項】 自然地の新たな改変を最小限にするため、既存施設や空間を活用する計画となっており、自然環境の保全に資する内容となっている。よって、その活用に当たっては、人と自然との触れ合い活動の場を創出するための利用計画、管理計画を十分に検討すること。</p>	<p>公園の管理運営計画で、自然環境の保全に配慮した維持管理計画を検討するとともに、人と自然との触れ合い活動の場を創出するための利用プログラムの提供を行う利用計画を検討していきます。</p>

宮古広域公園整備事業に係る計画段階環境配慮書
宮古島市意見及び意見についての都市計画決定権者の見解

宮古島市意見	都市計画決定権者見解
<p>事業実施想定区域内には、指定文化財及び周知の遺跡や埋蔵文化財等は、確認されていません。しかしながら、事業予定地内には砂丘地及び砂丘地に隣接する土地も多く、開発に際して新規の埋蔵文化財が発見される可能性もありますので、その際には宮古島市教育委員会と協議を必要といたします。</p>	<p>開発に際して、事業予定地内に新規の埋蔵文化財等が発見された場合には、宮古島市教育委員会と協議するとともに、関係する専門家等のご意見を受け、適切に対応いたします。</p>
<p>国指定の天然記念物であるキシノウエトカゲ、オカヤドカリ、キンバト、カラスバトの生息環境の維持に努めていただきますようお願い致します。 また、事前に開発予定地内にその生息が確認されている場合は、宮古島市教育委員会との協議が必要です。</p>	<p>国指定の天然記念物であるキシノウエトカゲ、オカヤドカリ、キンバト、カラスバトの生息環境の維持に可能な限り努めるとともに、開発の事前に開発予定地内に生息が確認される場合は、宮古島市教育委員会と協議し、これらの種の生息環境の改変について回避または低減に努めます。</p>
<p>その他、指定文化財ではないが、絶滅危惧種のミヤコヒバア、ミヤコヒキガエル、ミヤコトカゲ、ミヤコカナヘビ、ミヤコヒメヘビ等についても同様のご対応をお願い致します。</p>	<p>絶滅危惧種のミヤコヒバア、ミヤコヒキガエル、ミヤコトカゲ、ミヤコカナヘビ、ミヤコヒメヘビ等についても、開発の事前に開発予定地内に生息が確認される場合は、宮古島市教育委員会と協議し、これらの種の生息環境の改変について回避または低減に努めます。</p>